

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案概要

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案概要

改正の趣旨

第186回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い、関係政令及び関係省令の整備を行うもの。

※ 省令は、12/1施行の「電動ファン付き呼吸用保護具」と「法第88条第1項の届出廃止」に係る内容のみ。

政令案の主な改正内容

(1) 労働安全衛生法施行令の一部改正

外国の登録検査・検定機関の適正な運営の確保のため必要に応じ実施する立入検査を行う場合、当該機関は、厚労省職員が立入検査を実施する事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する額を負担するものとする。

(2) 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正 (別紙参照)

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定（国が実施する場合）の手数料を以下のとおり定める。

- ・ 新規検定：1件につき 389,300円
- ・ 更新検定：1件につき 22,100円

(3) その他所要の規定の整備

施行期日

- ・ 政令案 平成27年6月1日
※ 電動ファン付き呼吸用保護具及び法第88条第1項の届出廃止の関係は、平成26年12月1日。
- ・ 省令案 平成26年12月1日

省令案の主な改正内容

(1) 機械等検定規則の一部改正

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定に関する手続等について以下のとおり定める。

- ① 登録型式検定機関の登録の区分として、電動ファン付き呼吸用保護具の区分を追加する。
- ② 新規検定を受けようとする者が型式検定実施者に提出すべき物とその数を定める。
- ③ 新規検定を行う場所を型式検定実施者の所在地とする。
- ④ 型式検定申請者が有すべき検査設備及び工作責任者を定める。
- ⑤ 型式検定合格証の有効期間を5年とする。
- ⑥ 型式検定合格標章の表示方法として、面体等ごとに見やすい箇所に付すべきことを定める。

(2) その他所要の規定の整備

改正法により建設物等の設置等に係る事前の届出（法第88条第1項）が廃止されることに伴う関係規定の削除等の所要の改正を行う。



型式検定の実施主体と手数料について

- 原則として登録型式検定機関が実施することとされている。
- この場合の手数料は、登録型式検定機関自らが業務規程により定める。

○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抄)
(型式検定)

第44条の2 第42条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録型式検定機関」という。)が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2～7 (略)

(業務規程)

第48条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

※ 第48条は、製造時等検査に係る規定だが、型式検定にも準用されている。



- ただし、登録の申請がない、業務を休廃止している等により登録型式検定機関が不在の場合には、代わりに、厚生労働大臣(国)が自ら検定を実施することとされている。
- この場合の手数料は、政令(手数料令)で定められている。

○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抄)
(都道府県労働局長による製造時等検査の実施)

第53条の2 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第49条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

※ 第53条の2は、製造時等検査に係る規定だが、型式検定にも準用されている。ただし、「都道府県労働局長」の部分は、「厚生労働大臣」に読み替える。

(手数料)

第112条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

一～七 (略)

七の二 型式検定(登録型式検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

八～十三 (略)

2 (略)